

KP 再エネ Choice メニュー（高圧） 実施要綱

第 1 条（適用）

この実施要綱は、当社が、高圧または特別高圧にて電気の供給を受けるお客さまに対して、託送約款等に定める託送供給により、電気を小売りするときにおいて、電気需給約款に定めるもののほか必要な事項を定めるものとします。

第 2 条（定義）

① 電力調達単価

お客様における、受給開始日から 1 年間を期間とした月ごとの仕入見込額を、同期間の月ごとの電力供給見込量で除して算出される額

第 3 条（電気の特性）

本要綱により供給する電気は、当社が非化石証書を購入し、使用することで実質再エネ（調整後 CO2 排出係数 0t-co2/kWh）の電気とする比率を、お客様のご要望に応じて決定し、契約書に比率を定めることとする。

第 4 条（基本料金）

基本料金は、個別契約とし、電気受給契約書に定める額とする。

契約種別
KP 再エネ Choice A（業務用ビルや商業施設など）
KP 再エネ Choice B（工場など）

第 5 条（電力量料金）

電力量料金は、下記①及び②の合計額とします。

①託送従量料金

託送従量料金は、託送約款等に定める接続送電サービス電力量料金とします。

② 電力調達料金

電力調達料金は、当社の供給手数料と電力調達単価（お客様における、受給開始日から 1 年間を期間とした月ごとの仕入見込額を、同期間の月ごとの電力供給見込量で除して算出される額）の合計に電力使用量を乗じた額とします。

第 6 条（その他の事項）

全ての料金に際し、お客さまへのご請求金額には消費税相当額が加算されてご請求されるものとします。また、本実施要綱のほか、電気需給契約書および電気需給約款に定めのない事項については、お客さまとの協議により決定することとします。

付則

この要綱は令和 7 年 1 月 1 日以降に検針を迎える電気料金について適用します。